

中小規模事業者省エネ診断事業 省エネ専門家遵守規程

(目的)

第1条 この規程は、中小規模事業者省エネ診断事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく省エネ専門家が実施する省エネ診断において、遵守すべき事項を定めることにより、省エネ診断の適正性及び公正性に対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、中小規模事業者省エネ診断事業の信頼確保を目的とする。

(倫理行動)

第2条 省エネ専門家は、長野県（以下「県」という。）における中小規模事業者の地球温暖化対策を推進し、省エネ診断に係る倫理の保持を図るため、次に掲げる事項を遵守して行動しなければならない。

- (1) 省エネ専門家は、法令を遵守し、誠実に責務を果たさなければならない。
- (2) 省エネ専門家は、省エネ診断を受ける中小規模事業者（以下「依頼者」という。）に対して、省エネ診断の適正、公平性及び中立性を保つために必要な情報を開示し、専門家として活動するよう努めなければならない。
- (3) 省エネ専門家は、省エネ診断において知り得た依頼者の秘密を守り、節度ある行動をしなければならない。
- (4) 省エネ専門家は、その立場を濫用し、また、虚偽、誤解を招くような行為等により、特定の業務についての情報提供や勧誘活動をしてはならない。
- (5) 省エネ専門家は、自己の責任において省エネ診断を実施していることを自覚するとともに、依頼者に対してもその旨を適切に伝えること。

(安全等の確保)

第3条 省エネ専門家は、本事業における省エネ診断において、自身及び受診事業者の安全等を確保するため、次に掲げる事項を遵守して行動しなければならない。

- (1) 省エネ専門家は、本事業の実施に当たって不明な点や解釈に疑義が生じた場合は、県と協議のうえ、県の指示に従うこと。
- (2) 省エネ専門家は、本事業における省エネ診断を実施する際は、使用電力量の測定等の実施により機器に不具合が生じる場合があることをあらかじめ十分に説明し、受診事業者の指示に従って現地確認、測定、写真撮影等を実施すること。

(情報の管理)

第4条 省エネ専門家が収集する情報は、省エネ診断に必要な最小限度のものとし、その情報は省エネ診断以外での使用を禁止するとともに、保有の必要のない情報は、速やかに消去し、それらの文書は破棄しなければならない。

- 2 省エネ専門家が省エネ診断で取り扱う事業者の内部情報及び個人情報（以下「個人情報等」という。）は、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の保護に努めるとともに、その情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、信州省エネスペシャリストの委嘱期間経過後又は信州省エネアシスタントの登録に係る効力を失った後若しくは取消しの処分後においても、同様とする。

(信用失墜行為の禁止)

第5条 省エネ専門家は、他の省エネ専門家及び県の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(依頼者との関係における禁止事項)

第6条 省エネ専門家は、依頼者に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 情報の提供(事業所内への立ち入りを含む。)を強要すること。
- (2) 特定の製品等について購入を働きかけるなどの勧誘行為や営利活動を行うこと。(依頼者からの個別の依頼や相談による場合を除く。)
- (3) 政治活動、宗教活動、その他省エネ診断と関わりのない行為を行うこと。
- (4) その他依頼者の意に反する行為を行うこと。

(金品等授受の禁止)

第7条 省エネ専門家は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 依頼者から診断料(テキスト代その他を含む。)や参加費など費用を徴収すること。
- (2) 依頼者から贈答品、金銭及び物品を受けること。
- (3) 依頼者に対し、贈答品、金銭及び物品(本事業の省エネ診断に関連する資料を除く。)を提供すること。
- (4) 依頼者と飲食を共にすること(依頼者を訪問した時に、依頼者から提供される茶菓の提供を受けることを除く。)

2 県は、省エネ専門家が第1項の規定に反し、依頼者から不当な利益を得た場合は、その返還を命じることができる。